

複数の競争的研究費による共用設備の購入に関する要項

(令和5年12月23日学長決裁)

(趣旨)

第1条 この要項は、競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）及び複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）（令和2年3月31日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）に基づき、島根大学（以下「本学」という。）において複数の競争的研究費の合算使用による共用設備の購入について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「競争的研究費」とは、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が所掌する「学術研究助成基金助成金」及び「科学研究費補助金」（以下「科研費」という。）並びに国又はこれが所管する独立行政法人等（以下「国等」という。）の公募により競争的に獲得されるその他の経費のうち、研究に係るものをいう。
- 二 「共用設備」とは、耐用年数1年以上、購入価格が50万円以上の機械及び装置並びにその他の附属設備や工具、器具で競争的研究費の研究遂行に必要とする以下に掲げるものをいう。
 - イ 研究課題が異なる複数の競争的研究費により共同で購入し使用する設備
 - ロ 競争的研究費に用途の制限のない他の経費を加えて共同で購入し使用する設備
- 三 「共同購入者」とは、共用設備の購入に係る経費を負担する研究代表者又は研究分担者をいう。ただし、経費の負担者が同一である場合は、当該者をいう。
- 四 「共用設備代表者」とは、前項の共同購入者のうち、共用設備の購入及び使用に係る調整を行う代表者をいう。

(要件)

第3条 共用設備の共同購入者は、当該設備を共用化することにより各研究課題の遂行に支障が生じないことを前提とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- 一 共同購入者は、全員が本学に所属していること。ただし、他の研究機関に異動を予定している者は、共同購入者となることができない。
- 二 共同購入者の中から、共用設備代表者を定めていること。
- 三 共用設備の購入前に、当該設備に係る各研究課題の実施期間に発生する維持管理費及び修繕費等について、原則、共同購入者間で負担することを書面により取り決めていること。
- 四 科研費（補助金分）等事業期間が単年度の競争的研究費を共同購入の財源とする場合は、当該設備を購入する年度に当該設備を使用する予定があること。

(共用設備の購入)

第4条 所有権が国等に移転する場合は、合算使用による共用設備として購入することができない。その他、共用設備購入の可否、国等に対して必要な手続き等は、当該競争的研究費を交付する国等の定めによる。

- 2 共用設備の購入に当たっては、共用設備代表者が、別紙様式を所属部局長に提出する。
- 3 共同購入者が複数の部局に所属する場合は、共用設備代表者が所属する部局の事務担当者が、発注、契約等に関する事務手続きを行う。

(共用設備の負担割合)

第5条 共同購入者は、共用設備の購入に係る経費の負担割合を、事前に定めておかなければならない。

- 2 第2条第2号イの共用設備を購入する場合は、前項に規定する経費の負担割合は、原則として次の各号のいずれかにより算出する。ただし、これらの考え方に抛りがたい場合は、共用設備代表者は研究・地方創生部研究推進課に相談し、負担割合を定める。
 - 一 共用設備の使用割合（見込）による按分
 - 二 研究課題数による等分
 - 三 事業期間（見込）による等分

(共用設備の有効活用)

第6条 共用設備については、各研究課題の遂行に支障を来さない範囲で、他の研究にも使用できるよう有効活用を図る。

(共用設備の学外移管)

第7条 共同購入者の一人が他の研究機関に異動することとなった場合は、原則として当該設備を異動先の研究機関に移すことはできない。ただし、異動する共同購入者が異動先の研究機関において当該設備の使用を希望し、かつ、共同購入者全員（退職等により、明らかに当該設備の使用見込みのなくなった共同購入者は除く。）が当該設備を移すことに同意した場合は、この限りではない。

(共用設備の管理・処分)

第8条 共用設備の管理・処分については、固定資産管理規程（平成16年島大規則第40号）に定めるもののほか、当該共用設備の購入に使用した競争的研究費に別の定めがある場合は、これに従う。

(事務)

第9条 この要項に関する事務は、研究・地方創生部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、複数の競争的研究費の合算使用による共用設備の購入に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年12月23日から実施する。
- 2 複数の科学研究費助成事業による共用設備の購入に関する取扱いについて（平成26年2月7日学長決裁）は、廃止する。

共 用 設 備 購 入 届 出 書

部 局 長 殿

共用設備代表者

所属部局

職名・氏名

共用設備を以下のとおり競争的研究費の合算使用により購入します。

1. 対象設備

品名・型式・数量：

設置場所：

購入予定額： 円

納入希望日：

2. 共同購入者等

共同購入者		充当する経費 (研究種目・課題番号等)	プロジェクト コード	負担割合 (%)	負担額 (円)
所属・職名	氏名				

※ 行が不足する場合は、適宜行を追加して記入すること。

3. 負担割合の根拠（いずれかを選択する）

共用設備の使用割合（見込）による按分

研究課題数による等分

事業期間（見込）による等分

その他（根拠： _____）

4. 共用について

本学は設備の共用を原則としています。

設備を共用する場合において条件等ありましたら、以下に記載してください。

【共用条件】 [_____]